

佐賀労働局職員【産後休暇代替任期付任用職員】募集要項

佐賀労働局

職員の産後休暇取得に伴い、その代替要員として、労働基準法関係業務に関心・経験等を有し、仕事への意欲のある方を募集します。

1 職種

佐賀労働局及び管下労働基準監督署の一般職員（任期付国家公務員）

2 業務内容

佐賀労働局又は管下労働基準監督署における、

総務・会計関係業務

労働基準法・労働・労災保険法に関する相談、諸届出・請求書等の受付、審査等に関する業務

その他関係事務処理全般

3 募集人員

1名

4 必要な経験等

(1) 以下の条件を満たす方

労働基準法、労災保険法、労働保険徴収法関係業務に係る事務を的確に行うために必要な知識、経験を有する者で、次のいずれかを満たす者。

- ① 社会保険労務士、行政書士等の有資格者
- ② 国家公務員であった方（定年退職者・中途退職者）

※非常勤職員、地方公務員は含まない。

- ③ 企業等における労務管理事務経験者
- ④ 上記①～③に準ずる職務経歴又は知識のある方

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 現に公務員である者（臨時的任用職員又は非常勤国家公務員を除く）

5 採用形態

採用については国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定及び人事院規則8-12第9条第9号の規定に基づき、任期については国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項第1号の規定に基づき、選考採用により常勤の国家公務員として任期を定めた採用となります。

なお、任期は採用日から産後休暇承認期間である平成29年4月24日までとなりますが、「産休代替任期付職員」として勤務する間に、その職務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き「育休代替任期付職員」として再採用する予定です。なお、育休代替任用の予定期間は現時点では平成30年3月31日までとなっており、さらに、当該者にかかる育児休業の延長が承認された場合、その期間に限り任期を延長する場合があります。

6 採用日

平成29年4月1日

7 勤務地

佐賀労働局又は管下労働基準監督署 ※配置箇所は3月中旬に通知する
(佐賀市、唐津市、武雄市、伊万里市)

8 勤務条件等

(1) 勤務時間

8時30分～17時15分 <休憩時間12時00分～13時00分>

(2) 勤務日

原則として月曜日から金曜日（ただし、休日（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

(3) 休暇

年次有給休暇、夏季休暇等の特別休暇あり

(4) 給与

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給。
141,600円（1級1号俸）～303,400円（2級125号俸）の範囲で、
経験年数を基に決定。

《参考》

「大卒 民間経験15年 205,800円（2級9号俸として）」

その他の手当

通勤手当（月額上限55,000円）

扶養手当（配偶者月額13,000円、子1人6,500円）

住居手当（月額上限27,000円）

期末・勤勉手当（賞与）あり

(5) 福利厚生

雇用保険適用なし。ただし、国家公務員退職手当法適用。

労災保険適用なし。ただし、国家公務員災害補償法適用。
健康保険・年金については、国家公務員共済組合法適用。

(6) 服務

国家公務員法に定める諸規定を適用。

9 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書の提出

履歴書はJIS規格を使用してください。職務経歴書については様式を問いません。

履歴書に3か月以内に撮影した写真を貼付のうえ、学歴、職歴及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 応募先

履歴書及び職務経歴書を同封のうえ、佐賀労働局総務課長あて郵送（直接持参可）してください。あて先は下記12のとおりです。

応募書類は、不採用となった方には返却いたします。

10 応募期限

平成29年3月1日（水）

応募書類は当日必着（持参の場合は当日17時00分まで）とします。

11 選考方法

【選考】

日時：平成29年3月6日（月）13時30分～16時00分予定

会場：佐賀第2合同庁舎 5階共用会議室

当日は筆記試験がありますので、B又はHBの鉛筆（筆記具）を携行してください。

（選考内容）

* 筆記試験（選択問題・記述問題）

* 人物試験（個別面接）による審査

* 履歴書・職務経歴書による書類審査

（採用者発表）

平成29年3月7日（火）予定

採用、不採用にかかわらず全員に連絡します。

12 応募等に関する問い合わせ先

佐賀労働局総務部総務課人事係長（不在時人事主任）

住所 〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20
佐賀第2合同庁舎7階

電話 0952-32-7155

受付時間（下記の時間内、厳守でお願いします）

月曜日～金曜日 8時30分～12時00分、13時00分～17時00分